

## 2022年度憲法・解答例

- 1 XのYに対する請求は、人格権ないし人格的利益に基づく本件検索結果の削除請求である。この請求が認められるためには、原告に人格権ないし人格的利益として法的保護を受ける利益が認められ、被告が本件検索結果の提供によって当該利益を違法に侵害している必要がある。
- 2 人権のインフレ化を防ぎ、人権の名に相応しくない権利までも憲法上保障されることを防ぐ観点から、「幸福追求に対する国民の権利」（13条後段）は、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体を指すものと考える。個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されてしまうと、他者の目を気にしながら生き続けることとなり、個人の尊厳を保った人格的生存は不可能となるおそれがある。よって、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益も人格的生存に不可欠な利益として「幸福追求に対する国民の権利」として憲法的保護を受ける。
- 3 しかし、上記利益を侵害する行為であっても、その行為もまた憲法的保護を受ける行為であることがあり得、この場合にいつでも侵害の除去を認めるることは基本的人権の尊重原理に沿わない。この場合は、双方の利益の合理的な調整が必要となる。

検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果を提供するものである。この情報の収集、整理及び提供はプログラムによって自動的に行われるものの、このプログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。よって、検索事業者による特定の検索結果の提供行為は「その他一切の表現の自由」（21条1項）として、憲法的保護を受ける。

そのため、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違憲違法として、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為を制約するものであるといえるから、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益との合理的調整が必要となる。

4 検索事業者による検索結果の提供は、公衆がインターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手することを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。かかる検索結果提供行為の性質を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

たしかに、Xは本件につき深く反省している上、事件後は妻子とともに生活し、犯罪を犯すことなく民間企業で働いていることを考慮すると、その社会的地位を理由とした情報の公共性は認められないし、本件検索結果が検索事業者によって提供され続けることによって本件事実が妻子や職場の同僚等に発覚し、Xの社会的評価が棄損され、現状の平穏な生活が脅かされる可能性は否定できない。しかし、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられ、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることからすれば、本件事実はそれが一般公衆に提供されることにより国民が事件の発生を知り、社会生活における行動や社会・政治に対する考え方へ影響を与えるという意味で公共の利害に関する事実であることは明らかである。また、本件検索結果はXの居住する県の名称及び甲の氏名を条件とした検索結果の一部にすぎないから、本件事実が伝達される範囲はある程度限られており、Xの利益が害される程度としては比較的軽微であると考えられる。

以上より、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえないから、Yによる本件検索結果の提供は違憲違法なものとはいえない。

以上